

令和 8 年 6 月 30 日

松江市健康福祉部介護保険課

指定居宅サービス事業所に対する行政処分について

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定に基づき、指定居宅サービスを提供する下記の介護事業所に対し、行政処分を行いました。

(1)対象事業者

名 称 社会福祉法人 敬仁会(松江市佐草町 2-2)

代表者 理事長 杉原 有

(2)対象事業所及び処分内容

事業所①	名称(所在地)	訪問介護ステーションあんしん(松江市佐草町 2-2)
	事業種別	訪問介護
	処分内容 (処分期間)	指定の全部効力停止 3 か月 (令和 8 年 7 月 1 日から 9 月 30 日まで)
事業所②	名称(所在地)	訪問看護ステーションあんしん(松江市佐草町 2-2)
	事業種別	訪問看護、介護予防訪問看護
	処分内容 (処分期間)	指定の一部効力停止 3 か月 ※新規利用者の受入停止 (令和 8 年 7 月 1 日から 9 月 30 日まで)

(3)処分年月日

令和 8 年 6 月 30 日

(4)処分理由

・不正の手段による指定

※新規指定申請時に事実と異なる人員配置で書類を作成・提出し、松江市から指定を受けていた

・人員基準違反

※厚生労働省令で定められている人員基準を満たしていないまま運営を行った

(5)経済上の措置

開設以降受領した介護給付費について返還を命じる。また介護保険法に基づき返還額に 100分の40を乗じて得た金額を加算する

(6)利用者について

両事業所ともに、本処分による利用者への影響はありません

松江市介護保険課事業所管理係

電話:0852-55-5689